

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年1月28日認可した。

平成28年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）河内中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高額地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池浚渫事業）江谷池地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）森地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山王地区